

関西圏における県産品販路開拓業務企画提案競技審査基準書

評価項目		評価細目(評価の着眼点)	配点	
1 提案者	実績	・本業務を実施するにあたって十分な実績を有すると認められるか。	5	5
2 企画内容				
(1)関西圏における県産品販路開拓業務	趣旨	・本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。	10	65
	連携	・事業成果を大きく左右する「販路開拓マネージャー」は、十分な経歴と実績があり、活用内容は適当であるか	20	
	実効性・独自性	・関西圏での商談の実施においては、商談成立に向けて具体的かつ現実的な内容・方法が提案されているか。また、独自性の高い内容となっているか。	20	
	連続性	・商談会参加事業者に対するフォローアップの内容が、具体的かつ現実的手法になっているか。	10	
	他事業との連携	・「ひなたバイヤーズナビ」等を活用した効果的な内容・方法が提案されているか。	5	
3 実施体制	実施体制	・本業務を適切に実施運営できる体制となっているか。 (諸事情により担当者等の業務遂行が困難となった場合の、組織としてのフォローアップ体制があるか※過去3年間に内定後の受託辞退、契約後の契約解除があった場合、評価は無得点とする)	10	20
	全体スケジュール	・実現可能で、適切なスケジュール(工程表)となっているか	5	
	コンプライアンス	・法令や環境、安全に配慮した提案となっているか。	5	
4 見積価格	経済性	・経費の積算は、委託内容毎にされており明確かつ妥当な金額か。また、節減が図られているか。	5	10
		・提案価格に優位性はあるか(配点(5点) × 最低提案価格／提案価格)。	5	
総 計			100	

【審査方法】

- (1)委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2)全ての委員の点数を集計する。
- (3)集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4)委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5)参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】※下記を基準に係数を乗じた点数とする。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案